

## 北海道科学大学研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為への対応等について、平成18年10月3日付け日本学術会議制定の「科学者の行動規範（平成25年1月25日改訂）」、平成26年8月26日付け文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及びその他関係法令通知等に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に公表しないこと。
- (6) 不正行為 研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質又は本来の趣旨を歪め、学術コミュニティの正常な学術的コミュニケーションを妨げる行為のこと。
- (7) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用のこと。

#### (最高管理責任者)

**第3条** 本学の運営・管理における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってこれにあてる。

2 最高管理責任者は、本学全体の研究活動の不正防止の取組を推進しなければならない。

#### (本学の責務)

**第4条** 本学は、研究機関として責任をもって不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起りにくい環境がつけられるよう対応の強化を図らなければならない。

2 本学は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行う体制を整備するよう努めなければならない。

3 本学は、本学において研究活動を行う者（以下「研究者」という。）を対象に、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を適切かつ定期的実施し、当該研究者に対して受講を義務付ける

ものとする。

4 研究倫理教育の実施頻度は5年に1回とする。

(研究者の義務)

**第5条** 研究者は、特定不正行為のほか、二重投稿、不適切なオーサーシップその他の不正行為を行ってはならない。

2 研究者が共同研究を実施するときは、個々の研究者の役割を分担し、責任を明確にしなければならない。代表研究者は、共同研究における研究成果を適切に確認しなければならない。

## 第2章 不正行為の事前防止のための取組

(研究活動不正対策委員会)

**第6条** 本学に、研究活動に係る不正行為への対応等を行うため、研究活動不正対策委員会（以下「不正対策委員会」という。）を置く。

2 不正対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 副学長

(2) 委員

ア 研究推進・地域連携センター長

イ 倫理委員会委員長

ウ 事務局長

エ 学長が指名する者 若干名

3 不正対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究者に対する研究倫理教育に関する事項

(2) 学部学生及び大学院生に対する研究倫理教育に関する事項

(3) 特定不正行為の告発に関する事項

(4) その他研究活動に係る不正行為への対応等に関する事項

4 不正対策委員会は、前項第1号及び第2号に規定する研究倫理教育を実施する者として研究倫理教育責任者を置き、研究推進・地域連携センター長をもってこれにあてる。

5 その他不正対策委員会に必要な事項は、別に定める。

(研究データの保存及び開示義務)

**第7条** 研究者は、研究成果の発表の日から原則10年間、研究成果に係る研究データを保存しなければならない。

2 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合は、その法令等の定める期間に合わせて保存期間を定める。ただし、法令等の保存期間が10年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合は、研究成果の発表の日から10年間とする。

3 研究者は、第三者から検証の目的で研究成果及びその研究データに関して問合せがあった場合、研究者の責任で誠実かつ適切に対応し公開しなければならない。

4 研究者が研究データとして保存するデータは、不正を指摘された際に科学的根拠をもって不正が無いことを証明することができると思われるものを研究者が自ら決定する。

- 5 学部学生及び大学院生が研究データとして保存するデータは、前項に準じて指導教員の責任のもと決定する。
- 6 研究データの保存・開示を担当するものを置き、副学長をもってこれにあてる。

### 第3章 研究活動における特定不正行為への対応

(告発窓口)

- 第8条** 本学は、研究活動における特定不正行為に関する告発（以下「告発」という。）を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、不正対策委員会をもってこれにあたる。
- 2 告発窓口は、書面、電話、電子メール、面談等による告発を受け付けることができるよう、住所、電話番号、電子メールアドレスを公表する。
  - 3 不正対策委員会は、告発を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

(告発の取扱)

- 第9条** 告発は原則として、顕名により行われるものとし、特定不正行為を行ったとされる研究者及びグループ、特定不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。ただし、匿名による告発があった場合、最高管理責任者は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取扱うことができる。
- 2 学会等の学術コミュニティや報道等により特定不正行為の疑いが指摘された場合又はインターネット上に特定不正行為の疑いが掲載されていることを本学が確認した場合、前項に規定する告発を受け付けた場合に準じて取扱うことができる。
  - 3 書面など告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発があった場合、最高管理責任者は告発者に告発を受け付けたことを通知する。
  - 4 告発の意思を明示しない相談については、最高管理責任者は告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、告発者に対して告発の意思があるか否かを確認する。
  - 5 特定不正行為が行われようとしているなどの告発については、最高管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う。
  - 6 本学以外の機関に係る内容の告発があった場合には、当該機関へ回付する。

(告発者及び被告発者の取扱)

- 第10条** 最高管理責任者は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発についての調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、悪意に基づく告発については、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等があり得ることを周知する。
  - 3 告発者は、単に告発したことを理由に解雇その他不利益な取扱いをされることはない。
  - 4 被告発者は、単に告発されたことのみをもって、その研究活動の禁止又は解雇その他不利益な取扱いをされることはない。
  - 5 最高管理責任者は、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知する。

## 第2編大学 6-13 研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程

- 6 最高管理責任者は、被告発者を誹謗中傷等から保護するための方策を講じる。
- 7 告発窓口に係る事務処理は研究推進課が行う。

### (予備調査)

**第11条** 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、不正対策委員会に予備調査を行わせ、本調査の要否を決定する。

- 2 予備調査は告発内容の合理性、調査可能性について検討するものとする。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を告発者に通知する

### (調査委員会)

**第12条** 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、本調査の実施を決定した場合には、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を半数以上含むものとする。
- 3 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は、通知された日から14日以内に異議申立てをすることができる。
- 5 前項により異議申立てがあった場合で、その内容が妥当であると最高管理責任者が判断した場合は、調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

### (本調査)

**第13条** 調査委員会は、本調査の実施の決定の日から起算して30日以内に本調査を開始しなければならない。

- 2 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は告発者及び被告発者にその旨を通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知する。
- 3 最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動の予算配分又は措置をした配分機関等（以下「配分機関等」という。）及び文部科学省に、調査方針、調査対象及び方法等について報告する。
- 4 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、研究データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この場合において、被告発者の弁明を聴取する機会を設ける。
- 5 調査委員会が被告発者に再実験等により再現性を示すことを求める場合、あるいは被告発者が自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内においてこれを行う。その際、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。
- 6 告発者及び被告発者の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。また、他の研究機関等から調査協力を要請された場合、本学は誠実に協力する。

### (保全措置)

**第14条** 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われたのが本学以外の研究機関であるときは、当該研究機関に証拠となるような資料等の保全を要請する。

2 最高管理責任者は前項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。

(中間報告)

**第15条** 最高管理責任者は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の中間報告を行う。

(特定不正行為の認定)

**第16条** 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 調査委員会は、前項で特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の際の留意点)

**第17条** 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。

2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定してはならない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。

4 調査委員会は、被告発者が研究データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定する。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(調査結果の通知及び報告)

**第18条** 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 悪意に基づく告発との認定があった場合、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。

3 最高管理責任者は、調査結果を配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(不服申立て)

**第19条** 特定不正行為を認定された被告発者は、調査結果の通知を受けた日から起算して30日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者についても、前項に準じて取り扱う。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員の交代もしくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立ての趣旨・理由等を勘案し、再調査の要否を速やかに決定する。
- 5 調査委員会は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求める。
- 7 調査委員会は、前項による協力が得られない場合、再調査を行わずに審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に通知する。
- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、特定不正行為と認定された被告発者から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 9 最高管理責任者は前各項により報告を受けた後、被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

**第20条** 最高管理責任者は、調査委員会において特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表する内容には、次の各号を含むものとする。
  - (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
  - (2) 不正の内容
  - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法及び手順等
- 3 前項について合理的な理由がある場合は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。
- 4 特定不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 5 悪意に基づく告発の認定があったときは、その調査結果を公表する。

#### 第4章 特定不正行為及び管理責任に対する措置

(認定に対する措置)

**第21条** 最高管理責任者は特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置をとる。

(1) 特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(2) 被認定者が、本学に所属する研究者の場合は、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、学校法人北海道科学大学就業規則第6章第2節(制裁)の規定を準用し懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

(3) 研究費の私的流用や本学の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、本学諸規則等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きを行うことがある。

2 最高管理責任者は、配分機関等及び文部科学省から研究費の返還命令を受けたとき、被認定者に当該金額を返還させる。

3 被認定者は、第13条第5項により再現性を示すために本学が負担した経費を返還しなければならない。

4 調査の結果、特定不正行為が行われなかったと認定された場合は、研究費の使用中止を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

5 調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者が本学に所属する研究者の場合は、就業規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。この場合において、最高管理責任者は告発者に対し再現性を示すために本学が負担した経費の返還を求めることがある。

(守秘義務)

**第22条** この規程における研究活動の不正行為への対応等に携わる者は、告発の内容その他不正行為の調査に関する事項に係る秘密を他に漏洩してはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(庶務)

**第23条** 研究活動に係る不正行為への対応等に関する庶務は、研究推進課がこれにあたる。

## 第5章 雑則

(規程の改廃)

**第24条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

## 附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成29年3月1日から施行する。

## 第2編大学 6-13 研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程

- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年8月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年9月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。



## 北海道科学大学利益相反マネジメント規程

(目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学利益相反ポリシーに基づき、北海道科学大学（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、本学の教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するとともに、産学官連携の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

- (1) 教職員が産学官連携活動に伴って得る個人的な利益と教職員の教育・研究という大学における職務遂行責任とが衝突・相反している状態。
- (2) 本学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という本学の社会的責任とが衝突・相反している状態。
- (3) 教職員が兼業活動等により企業等に職務遂行責任を負っているため、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

**2** この規程において「産学官連携活動」とは、本学と企業等との間で行う技術移転、共同研究、受託研究、奨学寄付金の受入れ等又は教職員が企業等で行う兼業活動等のことをいう。

**3** この規程において「企業等」とは、本学以外の企業、団体又は個人事業者をいう。

(対象者の範囲)

**第3条** この規程において、利益相反マネジメントの対象となる者は、本学の教職員とする。ただし、第7条で規定する利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。

(利益相反マネジメントの対象)

**第4条** 利益相反マネジメントの対象は、教職員が産学官連携活動を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 企業等と産学官連携活動を行う場合
- (2) 産学官連携活動に係る企業等から給与、原稿料等の収入もしくは物品、設備の提供等の便益の供与により個人的な経済的利益を得る場合
- (3) 産学官連携活動に係る企業等から公開・未公開を問わず、株式、出資金、新株予約権及び受益権等の個人的な経済的利益を得る場合
- (4) その他第6条で規定する利益相反マネジメント委員会を対象とすることを定めた場合

**2** 当該教職員と生計を一にする配偶者又は一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

**第5条** 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 教職員が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (3) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(利益相反マネジメント委員会)

**第6条** 本学における教職員の利益相反問題を審議し、大学としての判断を示すとともに、利益相反マネジメントに係る基本方針及びその他利益相反に関する事項の審議を行う組織として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。

- (1) 委員長 副学長
- (2) 委員
  - ア 研究推進・地域連携センター長
  - イ 倫理委員会委員長
  - ウ 入試・地域連携部長
  - エ 学長が指名する者 若干名

3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 利益相反による弊害の発生を抑制するための施策に関する事項
- (3) 利益相反に係る相談・助言に関する事項
- (4) 利益相反事例に係る調査・勧告に関する事項
- (5) 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項
- (6) その他利益相反に関する事項

4 その他委員会に必要な事項は、別に定める。

(教職員の義務)

**第7条** 教職員は、産学官連携活動を行うにあたり、利益相反の疑念を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

2 教職員は、前項に定めるもののほか、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(大学としての利益相反への対応)

**第8条** 教職員は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に定める問題提起は研究推進課において受け付け、委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断

した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認の上、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

- 4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

(守秘義務)

**第9条** 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏洩してはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(説明責任)

**第10条** 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

- 2 本学は、学外への情報公開にあたって、その個人情報の保護に留意する。

(庶務)

**第11条** 利益相反マネジメントに係る庶務は、研究推進課がこれにあたる。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。